

**「第1回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等
に関する検討会」資料に対する意見**

委員名： 小早川 光郎

1. 指定基準の具体化について

事項	意見
<p>① 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること</p>	<p>(1) 事務処理特例による転用許可事務の移譲を受けている市町村について、(a) 法令の基準に違反する不適正な事務処理の前歴、および、(b) 違反転用の是正に関する措置の状況を、適格性評価の指標とすることは妥当であるが、このうち(a)に関しては、不適正処理の態様や時期の如何も事情によっては考慮すべきであろう（軽微な手続的瑕疵や遠い過去の不適正事象などをマイナス要素として過大に重視すべきではない）。また、(b)の違反是正措置状況の評価に関しては、全国の都道府県・市町村における是正措置の一般水準にも留意する必要がある。</p> <p>(2) 転用許可事務の移譲を受けている市町村・受けていない市町村の双方を通じ、公共転用の状況および農用地区域除外の運用状況は、適格性評価の指標として用いることができると思われるが、この点は、公共転用および農用地除外のそれぞれについて、これまで問題になっていたのが主にどのような事象であるのかの資料を提示していただき、具体的なイメージを得たうえで、さらに考えたい。</p> <p>(3) これまで事務処理特例制度を利用して転用許可事務の移譲を受けることをしていない市町村の場合、そのこと自体を当然に市町村指定のマイナス要素とすべきではない（指定の是非に関する都道府県の意見においてそのことが何らかの意味づけを与えられる場合はあるかもしれないが）。</p> <p>(4) 市町村の行った事務処理の適否について見解が分かれる場合、問題は、最終的には、地方自治法の規定に従って国の関与に関する不服の手続で処理されることになる（ここでは、市町村からの申出に係る指定をしない旨の国の行為が、同法にいう国の関与に当たり、同法による審査の申出および訴えの対象となりうることを前提としている）。</p>

<p>② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p>	<p>(1) すでに事務処理特例によって転用許可事務を行っている市町村の場合に、当該事務の一定の経験を有する職員を配置していることを適格性評価の指標として掲げることには異論はないが、すでに一定の年数にわたって当該事務を特に問題なく実施している市町村では、事務処理体制も整っているはずであるから、上記指標は、それを確認的にチェックするもの、言い換えれば、そのような市町村であれば大部分が問題なくクリアできる程度のものであるのが望ましい。</p> <p>(2) これまで転用許可事務を行っていない市町村の場合には、上記(1)のように実績をふまえて事務処理体制を評価するということはできないが、それ以外の諸指標（資料4頁にあるような、農振関係事務・農業委員会事務の経験、各種研修の受講、当該市町村内部のサポート体制、都道府県・他市町村との連携、等々）の総合評価として、すでに転用許可事務を行っている市町村で「事務処理体制が整っている」と認められる場合に相当する程度の積極的評価が可能か、といった観点で審査していくことになると思う。</p> <p>(3) 農業委員会へ事務委任する場合については農業委員会も含めた体制を評価する（資料4頁）との点は、そのとおりであろう。（ちなみに、細かなことだが、資料3頁にある「…事務処理特例制度（農業委員会への再委任を含む。）による…」との表現については、都道府県・市町村間での事務処理特例の制度は旧地方自治法153条のような事務委任とは違うので、「再委任」という上記文言は不相当と考える。）</p>
<p>③ 優良農地を確保する目標を定めること</p>	<p>面積目標算定方法としての「現状からの増減」方式と「積み上げ」方式の扱いに関しては、扱い方の具体的なイメージを持っているわけではないが、市町村の真摯な検討にもとづくものであれば「積み上げ」方式も許容するような制度が望ましいと考える。</p>
<p>④ その他</p>	<p>特になし。</p>

2. 市町村の指定の手続等について

事項	意見
	<p>指定の取消しに関しては、取消しによる混乱への配慮も必要である。その意味で、指定の際にその判断の根拠となった事由がその後において欠如するに至った場合でも、それだけで当然に指定を取り消すべきものではなく、取り消すべき場合を何らかの基準で限定するのが適当であろう。</p>

3. その他

事項	意見
	特になし。

**「第1回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等
に関する検討会」資料に対する意見**

委員名： 中井 検裕

1. 指定基準の具体化について

事項	意見
<p>① 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること</p>	<p>①については、既に事務処理特例が適用されているかどうかにかかわらず、過去の運用歴を過度に基準に含めるべきではないと考える。過去の運用歴を基準として義務化することは、指定の事実上の二段階化であり、今回の改正の主旨からは、過去よりはむしろ将来に向けての「やる気」を評価することが適切であると考え。①については、基本的には、適正に運用しないことについて指定の取り消しも含めた厳しい措置を処置することにより対応すべきではないかと考える。</p>
<p>② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p>	<p>配置される職員の経験年数を基準とすることは、上記意見と同様、指定の事実上の二段階化に通じるものであり、基準に含めるべきでないと考え。能力については、むしろ、研修などの都道府県や国のサポートを充実させることが望ましいと考える。</p>
<p>③ 優良農地を確保する目標を定めること</p>	<p>将来に向けての「やる気」を評価するには③を充実させることが望ましい。その際に、まず農地側の計画として、(1)確保すべき農用地等の面積については数値目標が設定されていること、(2)農地転用が発生した場合に、数値目標を達成するために行うべき措置の方針（例えば、転用と同面積の農用地区域編入など）は最低限、必要ではないか。さらに、ほとんどの農地の転用先である宅地側についての計画を基準に含めることも望ましいと考えられるが、例えば資料にある「都市計画マスタープラン等の市町村の土地利用計画に基づく開発予定」は、あればそれに越したことはないものの、一般的に都市計画マスタープランは長期的なプランであり、記述の密</p>

	<p>度が高くないことから、あまり現実的ではないように思われる。またこうした法定計画は、変更にはそれなりの手順と手続きが必要であり、対して農地転用は市町村の立場としては機動的に行いたい場合が多いと思われるので、時間スケールが一致しないことが多いと思われる。市町村が無用の農地転用・宅地開発を行わないかどうかについては、総合計画における人口予測、都市計画マスタープランなどから総合的に判断するとともに、都道府県からの意見聴取で対応する方向で考えるべきではないかと考える。</p>
④ その他	

2. 市町村の指定の手續等について

事項	意見
都道府県の関わり方	指定に際して、都道府県の意見を聞くことは手続きに含めることが望ましいと考える。
指定市町村からの報告	運用の実態把握と農地確保の目標達成は国の重要関心事項であり、指定市町村からの定期的な報告は行うべきと考える。

3. その他

事項	意見
	<p>基準を検討するにあたって、都道府県の意見は知事会として一致して述べられていることは十分に理解しているが、知事会の中でどのような議論があったか（特に分権に反対していた都道府県の反対理由）は基準を検討する上で参考になると思われるので、議事録のようなものがあれば、資料としてもらうことはできないか。</p>